

4 平成27年からの主な変更点

(1) 部門分類の変更

令和2年全国表に準じて、主に次の部門分類を変更しています。

基本分類 : 「と畜場（公営）★★」・「と畜場」
「医療（病院）」・「医療（一般診療所）」
統合分類 : 「獣医業」

基本分類について、平成27年表の「食肉」を、令和2年表で新設した「と畜場（公営）★★」及び「と畜場」に分割しています。また、平成27年表の「医療（入院診療）」及び「医療（入院外診療）」を、令和2年表で「医療（病院）」及び「医療（一般診療所）」に再編しています。

統合分類「獣医業」について、平成27年表の「農林漁業」から令和2年表で「サービス」に移動しています。

なお、その他の概略は次節の2に表として掲載しています。

(2) 概念の変更

令和2年全国表に準拠して、主に次の概念を変更しています。

物品賃貸業について、平成27年表は料金収入及びリース物件をともに貸し手側事業者（リース事業者）に計上していましたが、取引区分に応じて計上先を変更しました。具体的には、ファイナンス・リースについて、元本相当額（リース物件の取得額）を減額した分を貸し手側事業者の生産額とし、その元本相当額は取得した借り手側事業者（利用者）の資産として記録しています。

商社等を経由する間接輸出について、国内取引段階では消費税が発生しますが、輸出時に還付を受ける形で免税となるため、この分を調整項として処理します。これについて、県内生産額及び移輸出に含める平成27年表における扱いを変更し、調整項相当額を控除しています。

娯楽・文学・芸術作品の原本について、新たに計上対象とした上で、創作に要した額を生産額に追加、地域外との譲渡取引を含む全額を資本として取り扱っています。

(3) 2008SNA への対応等

産業連関表は、国際連合が提唱するSNA（国民経済計算体系）を従来から取り入れており、全国表の作成手法に則している本県産業連関表も、SNAに沿っています。なお、現状のSNAは平成21年（2009年）に採択された「2008年国民経済計算体系（The System of National Accounts, 2008）」で、この通称08SNAに従い加盟各国が統計を整備しています。

今回は、平成27年表で勧告の趣旨を取り入れた対応を行ったところですが、令和2年表についても概念や推計方法を見直しています。主要な箇所では、(2)に示した物品賃貸業のリース取引や娯楽・文学・芸術作品の原本に係る取り扱いの変更の他、土木及び建設分野に係る資料等の変更、(1)に示した医療部門の再編等が挙げられます。

(4) その他

全国産業連関表では、GDP統計との整合性等に係る改善として「供給・使用表」（Supply and Use Tables、略してSUT表）の体系、いわゆるSUT体系への移行に向けた対応が進められています。SUT体系は従来の〔行〕商品×〔列〕商品と異なる、〔行〕産業×〔列〕商品表を供給側と使用側双方で作成して統合する手法で、令和7年表において全面移行される予定です。いわば移行期にあたる令和2年表では、従来の「産業別商品産出表（V表）」に代わる「供給表」の推計、「使用表」の新設のような付帯表の整備等といった検討作業が行われています。

なお、上記により従来手法の全国表が廃止されるものではなく、また基礎資料の制約等もあるため、R2年県産業連関表は引き続き従来手法で作成しています。